

平成26年度 山梨県森林審議会（第2回） 会議録

1 日時：平成26年12月24日（水）午後1時30分～午後3時30分

2 場所：恩賜林記念館 大会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）市川裕子、齊藤敬文、清水みどり、下澤直幸、神宮寺守、相馬保政、辻一幸、戸栗敏、土橋金六、宮澤恭子、三好規正、若尾直子、若林一明
以上13名

（事務局）長江森林環境部林務長、佐野森林環境部理事、保坂森林環境部次長、前沢森林環境部次長（森林環境総務課長事務取扱）、江里口森林環境部技監、上島みどり自然課長、島田森林整備課長、橘田林業振興課長、関岡県有林課長、田辺治山林道課長、大竹中北林務環境事務所長、中山峡東林務環境事務所長、小林峡南林務環境事務所長、大芝富士・東部林務環境事務所長、岡部森林総合研究所長、森林環境総務課課長補佐、森林整備課課長補佐、林業振興課課長補佐、県有林課課長補佐、治山林道課課長補佐（2名）、森林環境総務課企画担当、森林整備課森林計画担当（3名）

4 会議次第

- （1）開会
- （2）森林環境部林務長あいさつ
- （3）会長あいさつ
- （4）議事
- （5）その他
- （6）閉会

5 議事に付した案件

- （1）諮問事項
 - ・第1号議案 富士川中流地域森林計画の樹立について
 - ・第2号議案 富士川上流地域森林計画の変更について
 - ・第3号議案 森林審議会（保全部会）に対する諮問の基準の一部改正について
- （2）報告事項
 - ・平成26年度第1回保全部会における決議案件について
 - ・やまなし森林・林業再生ビジョンの進行管理について

6 議事の概要

司会：

委員の皆様には、大変お忙しいところ、森林審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

森林審議会の成立についてであります。山梨県森林審議会運営規則第5条により、委員の出席が過半数以上とされております。

当委員会の委員数は15名で、本日は、13名の御出席をいただいておりますが、辻会長様が急用のため中途退席しますので12名となります。それでも過半数に達していますので、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。

なお、森林審議会の審議は、公開となっており、後日、県庁ホームページより議事録の閲覧が可能となります。また、「山梨県森林審議会傍聴要領」により審議会の審議が傍聴可能となっており、本日も傍聴席が設定してございます。

続きまして、本日の資料の確認をお願いします。本日、委員の皆様にお配りした資料につきましては、本日の次第、委員名簿、座席表、山梨県森林審議会運営規則、富士川中流地域森林計画書(案)、富士川上流地域森林計画の変更計画書(案)、資料1から7、森林審議会(保全部会)に対する諮問の基準の一部改正(案)、「やまなし森林・林業再生ビジョン」数値目標の状況について、森林法第10条の2第1項の森林における開発の許可案件一覧、以上となります。御確認いただき、資料がない場合は、事務局に申出ください。

それでは、次第に従いまして、長江林務長より挨拶を申し上げます。

林務長：

(あいさつ)

司会：

次に会長挨拶をいただきます。辻会長、よろしくお願い致します。

会長：

(あいさつ)

司会：

次に議長の選出であります。山梨県森林審議会運営規則第3条により、議長は会長があたることとなっておりますが、会長が本日、急用により中途退席致しますので、同運営規則第4条により、会長代行として議長を戸栗委員にお願いしたいと思います。戸栗委員は議長席にお移りください。辻会長はこれで退席されます。ありがとうございました。

議長：

ただいま紹介をいただきました戸栗でございます。会長に急用がございまして、規約によりまして、代行の私が議事を進行させていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

まず、議事に入ります前に山梨県森林審議会運営規則第7条により、本日の議事録署名委員を指名することとなっております。いかがしたらよろしいでしょうか。

委員：

(議長一任)

議長：

議長一任の言葉をいただきました。それでは本日は市川委員と土橋委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

それでは議事に移ります。知事から諮問のありました第1号議案「富士川中流地域森林計画の樹立について」、第2号議案「富士川上流地域森林計画の変更について」それぞれ関連しますので、一括して議題と致します。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局：

森林整備課長の島田でございます。本日は富士川中流地域森林計画、富士川上流地域森林計画の変更について、これから御説明致します。前回の委員会の素案という形で計画の体系ですとか、計画策定の考え方とかそういったものを説明させていただきました。審議会での御意見を基に、それから公告縦覧を終えまして、今回工程とすれば委員の技術的助言を参考にさせていただきました富士川中流地域森林計画の内容を説明させていただきます。それでは本題につきまして担当から説明致します。

事務局：

(富士川中流地域森林計画の樹立について、資料1から資料4について説明)

(富士川中流地域森林計画の樹立について、資料5について説明)

(富士川中流地域森林計画の樹立について、資料6について説明)

(富士川中流地域森林計画の樹立について、資料7について説明)

(富士川上流地域森林計画の変更について説明)

議長：

はい、事務局の説明が終わりました。続いて、縦覧に供した結果の説明をお願い致します。

事務局：

森林法第6条第1項、第2項に基づきまして、平成26年11月14日に公告し、25日間、公衆の縦覧に供しましたが、意見の申し出はありませんでした。

また、国関係機関及び関係市町に対して、意見聴取をしたところ、関東経済産業局から「計画区内には鉱業法に基づく鉱業権が存在するため、鉱業の実施に際して支障のないよう配慮を願う」との意見がありました。

その他の国関係機関及び関係市町からは「特に意見がない」との回答をいただいております。

議長：

はい、ありがとうございました。それでは、第1号議案それから第2号議案を一括して検討したいと思います。質問、御意見ありましたらお願いします。 委員、いかがですか。

委員：

御指名ありがとうございます。前回の時に色々わからないことを申し上げたことが、ここに入っておりますので、今回改めてということはございません。ただ、バイオマスに関することはこれからの課題がとても多くて、費用対効果の問題も今後の課題になってくると思うので、この辺は注目していきたいなと思いますが、特段の意見はございません。

議長：

ありがとうございました。

先程、 シカの話をちょっとされていましたが、そのことに関していかがでしょうか。

委員：

シカの食害対策は非常に全国的にも問題になっていると聞いておりますけれども、森林計画の中で、資料3の中ではこういった野生鳥獣による森林被害対策ということで、シカの害とか鳥獣保護法を所管しているのが環境省、県の環境部局になると思いますが、森林部局の方として地域森林計画の中でそこの横の連携というのが、資料5でも説明いただいたのですが、どのような具体的な横の連携が図られているのか、森林行政の部分と鳥獣保護行政の部分とその辺りの対応をお伺いできれば、と思います。

それから食肉としての利用というものがあったのですが、例えばと畜場法の問題とか食品衛生法の問題とか流通に当たっては、まだ現行課題があると思いますが、その辺りについて法改正の国の情報等があるのかどうか、その辺りを教えていただきたいと思います。

森林整備課長：

ただいまの御質問ですけれども、所管する省庁が分かれています中で、県の中におきましては森林環境部の中で、同じ部の中でシカの捕獲体制や森林の施業といったことをやっております。主に、先程みどり自然課の説明がありました通り、保護管理としては狩猟者の育成、捕獲のみどり自然課が行いまして、森林整備課では森林施業の問題として、例えば里山林で除伐を行い見通しが良くなりまして、草木がなければ鳥獣が出現しにくくなる、といった施策ですとか、もう一方では、植林した樹木に対しては被害防止ためのネットですとか、苗木には忌避剤ですとか、林業の施業の中で実施しております。そういった部の中で役割を決めまして、こういったシカの食害に対応しているという状況であります。

みどり自然課長：

みどり自然課でございますけれども、横の連携という部分で言いますと、森林環境部だけではなく、農政との横の連携がありますけれども、「野生鳥獣被害対策連絡協議会」という会がございます、そこで連携を図りつつ、施策を進めているところでございます。それから品質管理の部

分についてですけれども、シカの食肉につきましては、農政部畜産課が「シカ肉の衛生及び品質確保に関するガイドライン」を出しております。早川町では今年度できましたけれども3つの加工処理施設がございますけれども、それらについてはそのガイドラインに基づいて処理している状況でございます。捕獲の強化ということで、国の方は、今まで各県がバラバラで食肉の衛生や品質管理のガイドラインを作っていましたが、統一したガイドラインを作成しました。これは厚生労働省になりますけれども、これに基づきまして、県の方のガイドラインも改正されると聞いておりますが、今回大きな流れとしましては、全国統一のジビエの食肉流通関係の衛生管理のガイドラインができたということでございます。

委員：

加工処理場について、知らないのので教えていただきたいのですが、早川町含めて3箇所あるということでしたが、あと2箇所について教えていただきたいのですが、参考のために。

みどり自然課長：

丹波山村と富士河口湖町でございます。

委員：

どこでもよろしいですか。

議長：

今まで説明の中で、1号議案、2号議案の中でどうぞ。

委員：

表のことなのですけれども、いただいている資料の67ページ、計画量が書いてあるのですけれども、計画の数字が色々載っているのですけれども、13ページに前計画における前期5カ年分の実行結果と同じような表が載っているのですけれども、そこで達成5%とか書いてあるのですけれども、例えば13ページのところの前計画における前期5箇年分の実行結果ということで、伐採のデータありますけれども、そこで数字が小さいというか計画を下回る、計画を下回る結果の理由が、木材価格低迷とか木材生産活動が比較的低調だったという理由が書いてあるのですけれども、今回の67ページの計画量のところで、数字が私にはわからないのですけれども、実行結果を考慮した結果の数字ということになるのでしょうか。

森林整備課長：

実行につきましては、これまでの前計画の数量を集計して、それ以外に全体の伐採量とか、資源の状況でありますので、これは全国森林計画、国全体の森林がどれくらい成長しているのかという資源量そういったものから導き出していると、それからもう一つは前回も少し御説明致しましたけれども、年齢構成が高齢級に偏っていますので、平準化していくことが森林の機能の発揮に配慮することにもなりますので、そういったことで伐採量を増やしているものです。

委員：

色々考慮されている数字で、数字自体を比較する能力はないのですけれども、計画量を下回ったという場合は、やり残した分があるということで、それを足し算するとか、カバーするということもあるのですよね。例えば主伐のところの低いところを見ると広葉樹の実行歩合69%と書いてありますから、残りがちょっとある訳で、それを考慮した数字ということになるのでしょうか。やり残したというか、あるいは初めから精査して今回の計画量は決めているのでしょうか。

森林整備課長：

今の状態でどのくらい伐っていいか、というもので、そのために伐採に対して言いますと別の項目で路網を整備したり、林業機械の普及をしたり、そういったことを含めまして量的なものを確保できるようなことを合わせてやっていくものであります。

委員：

もう一つ、路網という言葉が出てきましたのですけれども、67ページの一番下の表が付いていないような気がしたので、質問するのですけれども、付いていないというか、とても細かいものがいっぱいあるのですけれども、「林道の開設及び拡張に関する計画」として67ページに項目があるので、たぶん以下数ページにわたって細かいものがそうかなと思っています。これはちょっと厳しくて解決できないので、例えば13ページに戻って、前計画のもので、14ページですか、ちょっとまとめたような表が、14ページの「林道の開設」ですか、こういう表は今回はないのですか。これがあると何となく見易いです。詳細な表がバツと並んでいて、例えばその時に前回我々もこの部分を質問したのだと思っていますけれども、林道開設が計画量の32%と実行歩合が低いのは森林作業道開設が進められたため、という理由で理解したのですけれども、例えば今回の計画量はどのくらいなのかなと思った時にこれに対応するような表が見当たらなかった。たぶんその後の細かい表が数ページ並んでいますよね、68、69ページ...とずっと並んで、たぶんそれを見ればわかるのかなと思いますけれども、14ページのような表があれば見易いかなと思いました。

森林整備課長：

たいへん申し訳ありませんけれども、それぞれ68ページ以降に個別に掲載させていただきましたけれども、67ページの下の方に集計と言いますか、合計したものを載せておくとわかりやすい、ということですね。そういった検討をさせていただきます。

委員：

生物多様性保全機能、ポイント1ですけれども、ただ、これを拝見した時にそれほど具体的な記述が本文中にありませんので、この後どうなっていくのか非常に心配というか、気になっておりまして、私、現役でありました時に をしていたのですが、緑の少年隊活動に結構関わらせていただきました。その中で、皆さん応援して下さいなのですが、なかなか実を結ばないというか、その後うまく繋がっていかないというところがあります。今回こういった形で出されていますので、ぜひ実を結ぶような方向で、森林整備課の範疇を抜け出してしまうかもしれませんが、ぜひ

取り組んでいただきたい。一つ情報提供ということで、皆さんにお示ししたいのですけれども、実は10年前に使っていましたが小学校5年生の社会科の教科書を今日は持って参ったのですが、その中では林業、特に人工林の管理について、たいへん多くのスペースを使って取り上げられていました。ところが現行の教科書ではほとんどそれがなくなりました。非常にたくさんの記述があった時には、色々な方に話しかけて、それでもなかなか広まらない現実がありました。ですから折角プランを立てていただいたのですから、色々な方達と力を合わせまして、山梨は森林県ですので、ぜひ森の大切さをわかってもらうような取組を、具体的に組み立てたら良いなと思っております。今、私に具体的に何というプランはありませんけれども、今日はいただいた計画をたいへんうれしく思っています。教科書を持って来ましたので、大きなふせん紙が貼ってある所が木を重点的に取り上げられているところ、小さなふせん紙が貼ってある所も林業について記載してあるところで、ちょっとご覧になっていただいて、学校教育でもこの程度のことは以前は勉強していたのだなどご覧いただければと思います。もし力が必要ということであれば、私でも何かできるということであれば、呼んでいただければ、お手伝いさせていただきたいと思っております。

議長：

それでは折角ですから、皆さん回しながら見ていただいて、今、委員の意見に対して県の方ではいかがですか。

森林整備課長：

御意見ありがとうございます。確かに具体的な方針ですとか、目的を持った森林の仕立て方ですとか、おっしゃるとおり実際に山でやってみることにについては、色々な方法があると思います。教科書につきましては、県と山梨県緑化推進機構で、小学校5年生全員に対して森林の大切さとかそういったものをわかってもらうために副読本を全県下に配布しております。そういったものをお手伝いさせていただいております。色々な体制の中で森づくりをわかっていただくこととなりますと、県では森づくりコミッションという組織を山梨県緑化推進機構の中に作りまして、その中で学校林とか企業の森とか、そういったことの支援をしております。社会全体で森林に興味を持っていただいて守っていくという形のものを進めております。さらに一層そういったことは進めて参りたいと考えております。

議長：

副読本という話ですが、委員、いかがですか。

委員：

パンフレットのようなものは、私が現場にいた時もたいへんいただくのですね。だけど、かなり関心のある教員や学校では対応できるのですが、いただいたから対応できるかというと、他からも交通安全とか食生活ですとか、膨大な量をいただくのですね。現場の教員というのはなかなか、それをいただいたからと言って生かすだけのノウハウを持たない場合がある。ですから立派なパンフレットを作っていただいて配ってくれることもうれしいのですが、やはり森に入れるというか、林業体験の一部であって良いから、体験できるような所が1箇所あれば良いと思うのですね、

実際現場に入って、感じてみる、触れてみる、やってみる、という機会が良いと個人的には思っていますけれども、じゃ一個人の力で何ができるのかとなるとなかなかできない。やはり県の枠組みの中で、力を合わせて本当に素晴らしい森ということを知ってもらうことが良いと思いますし、実際人工林の手入れが大切だということも知ってもらうことが望ましいと思いますけれども、また別の所で考えていただけたらありがたいと思います。今日は骨格ということで、たいへんうれしく思っております。

議長：

ありがとうございました。それでは時間もだんだん迫って参りましたので、どなたかどうですか。折角御出席いただいていますので、どんなことでも良いと思います。どなたか質問いかがですか。

森林整備課長：

これが、少し厚いですがけれども「暮らしと森林」という、小学校5年生の3学期の社会科の授業で配っているもので、少し工夫をしまして県の教育委員会から配布されるもので、教育委員会から配布していただくと、先生方も少し目に止まることあるのではないかと思います、そういったこともやっております。

森林総合研究所長：

森林総合研究所ですがけれども、ちょっと紹介させていただきたいと思います。今年度から森林総合研究所では「森の教室 出前講座」というのを始めまして、小学生から中・高・大学生、一般と、それから専門家を対象に、色々な森林のことについてや、私達の暮らしから始まるの森林利用、木材加工等、幅広い講座を行っております、このようなパンフレットを作っております。お声がけいただければ、生の話をさせていただいております。毎年夏休みには森林総合研究所の実験林を使いまして、委員さんにも講師になっていただいているので、教員を対象とした講座なども行っております。先生方も忙しくて取り入れにくいということで、こちらでも早めに情報提供させていただいております。もし興味のあるようなカリキュラムがありましたら、今年度も各県内教育事務所に情報提供させていただこうと考えております。

委員：

議案の1ですがけれども、52ページのところですけれど、私自身はこれで2回目の会議の出席になるのですが、森林を守る上では林業が大事なと、林業の活性化というのでしょうか、森林資源の利活用がベストだと思います。先程の生物多様性とかも並列してついてくるものだと思っていますけれども、基本はやはり林業の活性化だと思いますね。具体的なことは大きなことは考えてないですが、こういう資料をいただいて、どうも林業のところは気になっていて、例えば52ページですか、「林業事業者の体質強化」という項目があって、例えば「森林GISの導入」ということですが、これは「推進するものとする」とありますが、具体的にはこれは地図ですかね、地図情報だと思っていますけれども、そういうものをどんどん入れていかないと全体の山梨県の情報整備していかなければいけないと思っていますけれども、「推進する

ものとする」ということは、推進するようになっていっているのかなと思って、疑問に思って質問していますけれども、いかがでしょうか。

森林整備課長：

この森林GISにつきましては、県の方で昨年度システム統合されまして、地図情報と森林情報等そういったものが、各職員が直感的にわかりやすいように作りまして、そういったものを活用しまして、森林組合や市町村が森林施業に活用するとそういったことを進めていきたいと考えております。さらにそういったものを活用するだけでなく、そういったところを自ら進めるといった方向性を示していきたいと考えております。

委員：

散発的な質問で、アルファベットですけれども「ブランド化」というものはテレビを見ている山梨県だけではなく、他の地方でも森林の問題は全国共通の問題で、ブランド化して、例えば1回目の会議のあったその日ですかね、東京の新宿のことをやっていて、東京でそういった木材を使って家を建てようと、名前をちょっと忘れてしまいましたが、ブランド名を使ってやっているのですよね。ここでも「FSC」ですか、認証は進めておられるのでしょうか。

県有林課長：

県有林課の方で説明させていただきます。山梨県土面積のうち15万8千ヘクタールの森林が県有林で所管しておりますが、そのうちの14万3千ヘクタールが平成15年にFSCの森林認証を受けまして、環境に配慮した森林ということで国際的な認証を取得したということになるのですが、それ以降きちんとした経営管理をされた森林から生産された木材を使った建築物を推奨していこうということで、例えば山梨県庁の防災新館や山梨県立図書館といった所にそういった木材が使われておりまして、今のところは公共建築物が多いのですけれども、今後はオリンピック・パラリンピックの需要をふまえながら、ロンドンオリンピックでは、FSC認証材を使った競技場が作られているということがありますので、こういったものを契機に普及していきたいと考えております。

「武田の杜」という、甲府市の北の所に森林公園があるのですが、そちらにサービスセンターというものが今年の5月にオープンしまして、そちらのサービスセンター自体を県有林の木材で作りまして、FSCの木材を使った木造建築物ということで、皆さんに利用していただいているところでございます。

委員：

FSCのことですけれども、これは別に山梨県というわけではないのでしょうかけれども、山梨県の、例えば「南部の木」と書いてありますが、山梨県特有のブランド、山梨ブランドみたいなものは、どうなのでしょう。要するにこの地域、山梨県の南部でブランド化を進めているとのことですが。

林業振興課長：

今、南部のお話をされましたが、南部町では「南部の木」として商標登録されておりまして、南部町森林組合を中心に取り組んでおります。南部町ではスギ・ヒノキが県内で一番多く産出されている所でありまして、この地域の木材は、加工した時に狂いが少ないとか、色が淡いピンク色だということの特徴から、南部では商標登録して売り出しているということでございます。

委員：

例えば「武田の杜」とか、どこかに行って、建物を見ればそのブランドかわかるとは思いますが、我々県民は、例えば私は に住んでいるのですが、普通住んでいる人間が、例えば山梨県でどういう木材があるのかわからない。新聞に特集でもされればわかるけれども、私が今から家を建てることはないのですけれども、家を建てる時に山梨にはこんなものがある、こういうしっかり木材が山梨県では供給されているということはあまり知らないです。何かもう少し宣伝という言葉ではないが、何かこう普通の県民が、例えば他県の人に「どうなんだ、山梨県は」と聞かれた時に「山梨にはこういうものがあるよ」と言えるくらいの、何か常識というか、山梨県にはそういう木材があるのだとわかるもの、パンフレットというか、普通の生活の中で何か語ることができれば、発展に繋がるのではと思います。

林業振興課長：

確かに委員のおっしゃる通り、まだまだ県産材の利用というものが県内では少ないという事情がございます。特に県産材を使った住宅、今は公共建築物に県産材を使おうということで、県や市町村が「公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」というものを策定致しまして、なるべく県産材・地域材を使っていこうということで、公共建築物では大きな施設でも県産材が使えるようになってきております。そういった施設では県産材をPRするようなパネル等が設置してあります。今後、県産材を使った住宅に関しても、県産材を使った住宅を作ることに取り組んでいる工務店ではホームページ等でPRしているところがございますが、そういった所を支援していきたいと考えております。

県有林課長：

紙製品について、ちょっと御説明させていただきたいのですが、今、パッと見ただけで県民がわからないという話をされたのですが、その件については私どもも心配しておりまして、FSCの紙製品というものがあまして、お手元にお配りしておりますコピー用紙は「やまなし森の紙」というFSC認証紙というもので、山梨県の県有林から出たチップが使われているコピー用紙ですね、それだけですと、そういうものということがわからないのですが、県下で広報誌、広聴広報課で年間4回発行している「ふれあい」という冊子があるのですが、最近ですと冬号とか秋号とかあるのですが、裏面を見ていただきますと、FSCのマークと「やまなし森の紙」のマークが入っておりまして、それをご覧いただければ、「あ、これは山梨の紙なんだな」とわかるのですが、残念ながら手元に持ち合わせておりませんで、お見せすることができないのですが、実際には実現しているところがございます。(審議会終了後、「ふれあい」の冊子を委員に配布した。)

委員：

私が に勤務していた時に、色々な装置を使っていたのですけれども、業者の方ではなくて、装置を売る方ではなく、ユーザーが、使う人が「この装置は良いよ」と言った方がすごい宣伝になるのです。会社の営業マンよりもそれを使っている研究者が「この装置はすごく良いですよ」というと、見学に来た人にそう説明をすると、営業マンよりも我々の話の方が効果が高いのです。ということは、そちらの説明があったように、山梨県産材で家を建てて、そこに住まわれた方が、例えばさっきの話かもしれませんが、「山梨の木がすごく良い」と値段が安くなるかどうかわかりませんが、住んでいる方が「山梨の木はすごく良いのだ」と10年住んでいて感想が出てくるようになるには、少し時間がかかるかもしれませんが。

議長：

答弁は良いですね、ありがとうございました。

それでは時間の関係もございまして、第1号議案、第2号議案はこの辺で打ち切りたいと思います。異議のないものとして認めていただいてよろしいですね。

委員：

(異議なし)

議長：

ありがとうございました。皆さんの方で先ほどから説明がありましたように、資料をお配り致しますので委員さん方々、お忙しいでしょうけれども、目を通していただきまして、どんなことでも良いですから質問していただくとありがたいと思います。例えば6ページですね、私がちょっと気が付いたのですが、議長がこんなこと言ってはまずいのでしょうか、「南部は、温暖多雨」という所ですね、「南部は温暖多雨で、県下でもスギの生育に適した気候条件となっている。」私なんか個人的には南部はヒノキではないのかなと思うのですが、スギとあって、ヒノキが入っていないのは、その辺はどうなのかなと思っていたのですが、こんな小さな事でも良いのですから、皆さんぜひ資料を一読していただいて、今度はこんなことを聞いてみようということで、ぜひ出席していただければありがたいと思います。それでは第1号議案、第2号議案、ありがとうございました。

続きまして第3号議案に入ります。「森林審議会(保全部会)に対する諮問の基準の一部改正について」事務局より説明してください。

事務局：

(森林審議会(保全部会)に対する諮問の基準の一部改正について、説明)

議長：

説明が終わりました。質問を受けます。

委員：

説明を受けたのですけども、「5ヘクタールを超える」に変えることによって、想定数もかなり

件数が増えるということが想定されるので、そこで足切りを少し上げたという理解でよろしいのか、ということと、それからあと「必要に応じて意見を聞く」という事がここに書いてありますけれども、基準の改正の所で「...諮問基準に満たない5 ha 未満の林地開発許可案件について森林審議会に報告するとともに、必要に応じて意見を聴くこととする。」これは報告ということですか。事前に意見を聴くということではなくて、報告をして、その場で意見を聞く、そういう理解でよろしいのか、ということと、保安林の指定については、今は諮問基準が5ヘクタール以上となっているかと思うのですが、こちらの方はこのままですか。

森林整備課長：

全体の足切りとかそういったことではなくて、5ヘクタールを超えるものにつきましては、これまで通り保全部会がきちんと諮問することになります。それ以外の1ヘクタールを超えて5ヘクタールまでのものにつきましては、県が許可をした後に実績を報告する、それは県下に開発がどのくらい起こっているのかとか、その内容はこういったものなのか、そういったものを報告致しまして、そこでもし御意見がありましたら、これにつきまして、その後の諮問について、参考にさせていただきたいと考えております。

保安林の方は変わらないのかということ、基になる法律がこういった表記になっておりますので、林地開発は「超えるもの」となっておりまして、保安林の方は「以上」となっておりますので、変える必要はございませんので、そのままということです。

治山林道課長：

保安林の基準について、こちらは「以上」になっているけれども、「超えるもの」にしないのか、という御質問ですけれども、「指定の解除に係る面積1ヘクタール以上のもの」という表現がございまして、これは「諮問根拠」という欄をご覧いただくと「保安林の転用に係る解除の取扱い要領の制定について」これは国の通達がございますけれども、この中で、「以上が諮問する」という意味の条項が書いてございますので、それを根拠に今の基準となっております。指定の方の「5ヘクタール以上」これは、法律の根拠はございませんけれど、通達には書いてございませんが、解除の条項との関係から、こうしたものとなっております。

委員：

すいません、ちょっと確認したいですけども、諮問基準の(3)の「上記(1)(2)にかかわらず、防災等の見地から特に知事が認めるもの。」これは、諮問するということでよろしいでしょうか。それともたいへんだとわかって、後で災害が起こったような場合は、担当者の見地が問われるという形の中で、公務員だけが追い込まれてしまうような世界になるのではないかと考えられますが、県庁の職員のみが知っている状況の中でやっていくものかどうかお伺いしたい。今からリニア等の残土が出たりした場合、1ヘクタールから5ヘクタールの間の林地開発が出る可能性があるのではちょっと聞きたいと思います。

森林整備課長：

ただいまの御質問ですけれども、これにつきましては、5ヘクタール未満で、諮問基準(1)

(2)以外で、想定されるものは特にはないですけれども、また、今までもこれにかかって諮問したことはありません。ただ、社会的問題等があつて、必要がある場合に、ここで諮問基準の数字を示しておりますので、それ以下だからと言って諮問ができない、そういうことがないように対応しているものです。これからリニア等の開発が始まつて、そういった場合に森林審議会に対してこの基準で良いかとお諮りするという形になります。5ヘクタールというのは、都道府県で決めることでありますので、他県では、例えば1ヘクタール以上の林地開発についてすべて諮問したり、あるいは10ヘクタールや20ヘクタールの大きな林地開発のみ諮問したり、そういったそれぞれの県が対応しております。ただ、根拠となっているのは森林法で、林地開発許可する場合には森林審議会に意見を聞かなければならない、どこから森林審議会に諮問するかは、県が今は5ヘクタールと決めておりますので、それが良いか悪いか、もし必要があれば、森林審議会でも議論していただくという形になります。これまでそういった議論してきた中で、山梨県では今5ヘクタールと線を引いて森林審議会に諮問するかしないかを決めております。

議長：

それでは第3号議案、異議ないものとして認めていただいでよろしいでしょうか。

委員：

(異議なし)

議長：

ありがとうございます。

第1号議案から第3号議案まで、異議のないものとして答申することを決定させていただきます。なお、答申書の作成につきましては、会長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員：

(異議なし)

議長：

ありがとうございます。それでは会長一任ということにさせていただきます。

続きまして、報告事項の「平成26年度第1回保全部会における決議案件について」を議題と致します。保全部会長から説明をお願いします。

保全部会長：

新しく部会長になったものですから、今日は説明させていただきます。

山梨県森林審議会運営規則第8条の6によります森林保全部会の決議案件の報告をさせていただきます。

去る、平成26年6月23日午前10時より森林保全部会が開催され、森林法第10条の2第6項により県から諮問がありました「森林における開発行為の許可に関する事」については、

別紙 A 3 の資料がございますが、森林法第 10 条の 2 第 1 項の森林における開発の許可案件のとおりで北部開発株式会社から甲斐市牛久字三石 3 6 1 9 番 1 外 2 字 4 4 筆で 7 . 4 6 5 1 ヘクタールに公共建設発生土の埋め立てを行う内容でございました。

審議の結果、「意見なし」で答申することを決議致しましたので、ここに報告致します。
以上です。

議長：

ありがとうございました。保全部会長の説明が終わりました。今の報告について何か質問ございますか。どなたか質問よろしいですか。

それでは、ありがとうございました、以上のとおりでございます。

それでは次に、「やまなし森林・林業再生ビジョンの進行管理について」を議題と致します。事務局から説明してください。

事務局（次長（森林環境総務課長事務取扱））

（やまなし森林・林業再生ビジョンの進行管理について、説明）

議長：

それでは、報告事項ではございますが、質問だけありましたら、いかがでしょうか。

委員：

御説明ありがとうございました。A 3 資料の 3 ページのところですが、項目で言いますと「9 里山林の整備面積」という所ですね、ここで周辺住民にまで対象を広げて助言をしていく、事業の掘り起こしを行っていくということがありますが、それと 1 2 の森林ボランティア団体数、こちらに対する助成というのは事実上かなり関連があるかなと感じを受けるのですけれども、これができたことによって、里山林の整備の方を、例えば助成金を活用してですね、現地の方で進めているとか考えてよろしいでしょうか。

森林整備課長：

9 番の事業「里山林の整備面積」ということで、こちらについては県内の天然林、天然林で人里に近いものの中で、森林環境税を活用して、侵入した竹を伐ったり、あるいは不良木を伐ったり見通しを良くしていくと、そういったことを目的に、それによりまして野生鳥獣との棲み分けができる、そういったことを里山林の整備というものを行っております。それが目標がここに掲げてある面積でありまして、それにつきまして、実績が B であるとなっております。

もう一つの森林ボランティアに対する活動助成金については、みどり自然課からお答えします。

みどり自然課長：

活動を行う森林ボランティアの部分でございますけれども、NPO 等の小規模な団体に対して森づくり活動の時に必要となる支援をしております。それから CO2 吸収認証によるものにつきましては、企業や団体が、3 年以上計画的に森林整備活動を行う際に、森林が整備されたこと

によってCO₂がどのくらい吸収されたか認証して、森づくり活動を促進するというような事業でございます。ですから里山林の整備の面積には跳ね返ってはこないと思われま

林務長：

補足をさせていただきます。ちょうど担当課が分かれるので、それぞれの立場から答弁したもので、それぞれの関係がわかりにくいかなと思ひまして。里山林の整備の事業もそうですし、1の荒廃林の整備も同じですけれども、大きく育った木を取り扱いますので、チェーンソーの使用が必須になります。そうすると特別な研修を受けた、相当な経験年数があるような方でないと、上手にできない、効率的にできないということがあります。一方、ボランティア活動として行うものは木を植えたり、手でできるものが全国的にも中心だと思ひますので、実態上、作業の性質上、棲み分けられるのかなと思ひます。

委員：

そうするとボランティア力、NPO力を使って里山の整備は植える方が中心で、間伐等はかなりハードルが高いものなのでしょうか。

林務長：

全国の中にはチェーンソーを持ってまでやっている団体がない訳ではないですが、層の厚みということで言うと、森林組合を始めとした事業体の皆さんでないとできないというものがある。チェーンソーだけでなく、場合によっては重機まで扱えないとできない場合もありますので。

議長：

ありがとうございました。それでは報告事項を終わります。

続きまして、その他へ入りまして、事務局から地域森林計画についての今後のスケジュールについて説明をお願いします。

事務局：

(地域森林計画の今後のスケジュールについて、説明)

議長：

ありがとうございました。一つだけ、もしよろしければ、全般的に、今までのことに関係なく、もし御意見があれば、受けたいと思ひます。よろしいでしょうか。

それでは、約束の時間がちょっと過ぎてしまいましたが、今回の会議について、御協力に感謝申し上げまして、議長の座を降ろさせていただきます、ありがとうございました。

司会：

委員の皆様、長時間に渡り、御審議いただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の森林審議会を終了させていただきます。

以上